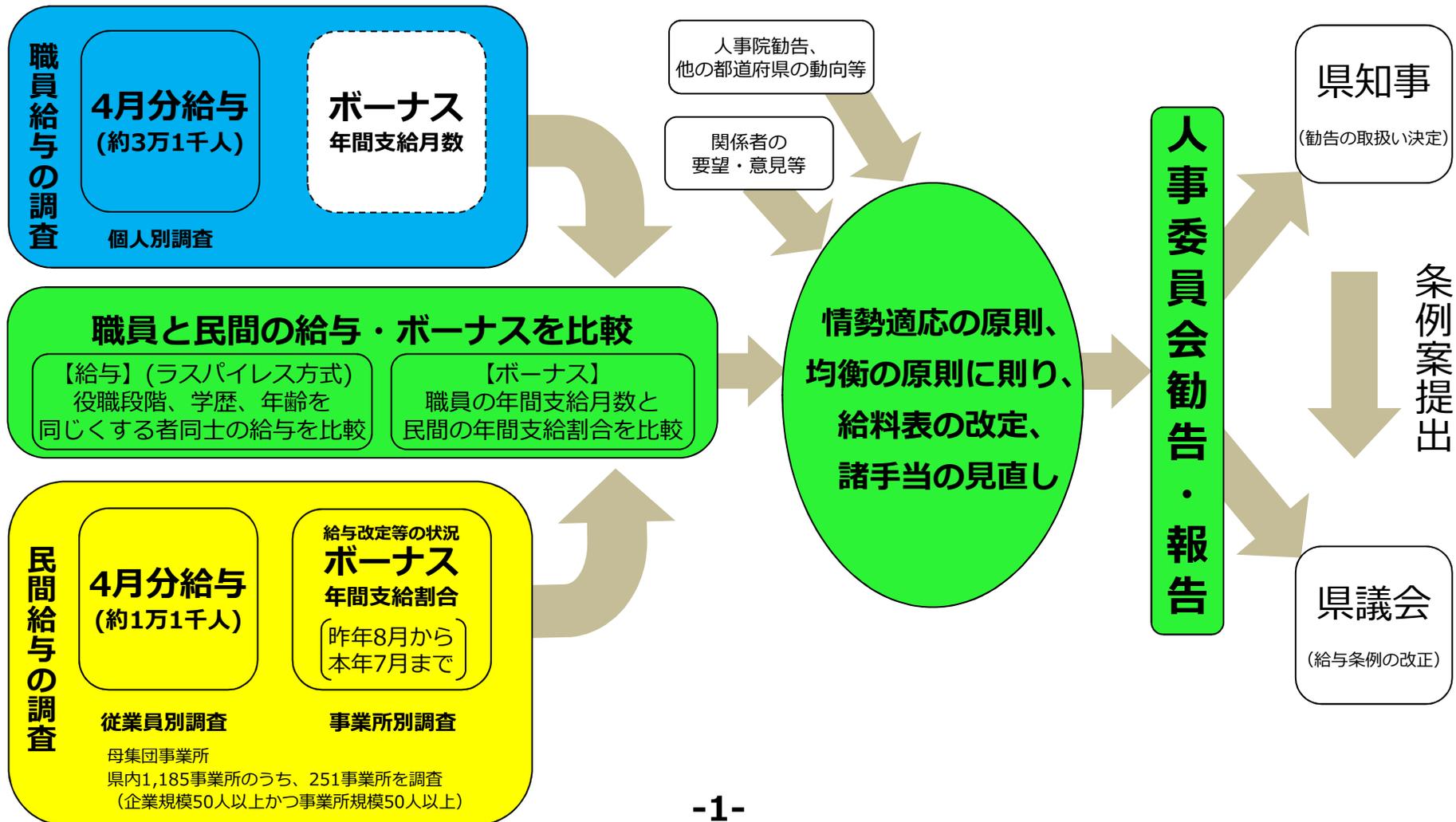


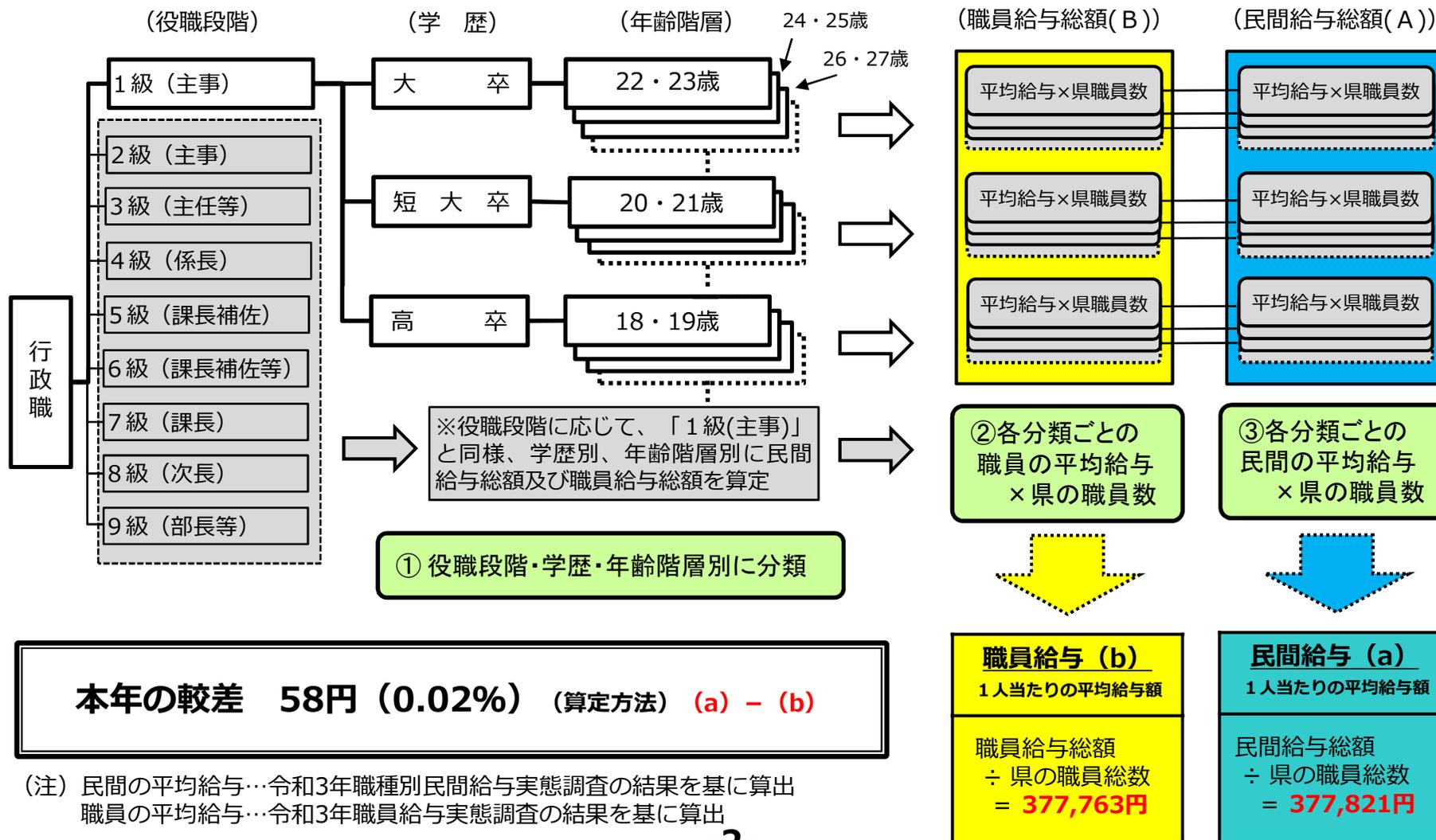
# ① 給与勧告の手順

- ・ 人事委員会では、職員の給与水準を民間に均衡させることを基本とし、人事院勧告や他県の動向等を踏まえて勧告
- ・ ボーナスについても、民間の年間支給割合に職員の年間支給月数を合わせることを基本に勧告



## ② 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）

月例給の比較は、県職員(行政職)と民間従業員（行政職に類似する職種）について、役職段階に応じて、学歴、年齢階層などと同じくする者同士の給与を対比させ、差を算出



### ③ 給与勧告の対象職員（令和3年4月1日現在）

給与勧告の対象職員<sup>※1</sup>は、30,846人<sup>※2</sup>

※1 企業局職員、病院局職員及び技能労務職員は、給与勧告の対象外

※2 令和3年職員給与実態調査による職員数

### ④ 給与勧告の実施状況

	月例給	ボーナス	
	改定率	年間支給月数	対前年比増減
平成24年	—	3.95月	—
平成25年	—	3.95月	—
平成26年	0.24%	4.10月	+ 0.15月
平成27年	0.40%	4.20月	+ 0.10月
平成28年	0.23%	4.30月	+ 0.10月
平成29年	0.13%	4.40月	+ 0.10月
平成30年	0.16%	4.45月	+ 0.05月
令和元年	0.10%	4.50月	+ 0.05月
令和2年	—	4.45月	▲ 0.05月
令和3年	—	4.30月	▲ 0.15月

※ 月例給は2年連続で改定なし、ボーナスは2年連続で引下げ